

# 令和6年度 償却資産(固定資産税)申告の手引 宇和島市

市税の申告につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、固定資産税の対象となる償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により当該資産について申告していただくことになっております。申告の際にはこの手引をご一読いただき、申告期限内に必ず申告書をご提出くださいますようお願いいたします。

提出期限

**令和6年1月31日(水)**

(電算処理等の都合上恐れ入りますが、1月19日(金)までの提出にご協力をお願いします。)

## 提出前に次の確認をお願いします。

チェック

- 所有者コードは記載されていますか。(初めて申告される方は不要です。)
- 住所・氏名・電話番号は記載されていますか。
- 『種類別明細書(増加・全資産用)』の資産種類・名称等・取得年月・取得価額・耐用年数・増加事由に記載漏れはありませんか。
- 『種類別明細書(減少資産用)』の資産種類・資産コード・名称等・取得年月・取得価額・耐用年数・減少事由及び区分に記載漏れはありませんか。
- 申告書の2枚目を控えとして保管しましたか。控え(受付印押印後)を返送希望の場合、切手を貼った返信用封筒が同封されていますか。

この手引きは令和5年9月末現在において作成しております

## 提出先・お問い合わせ先

### <窓口で提出される場合>

本庁及び各支所の以下の税務関係窓口で受け付けております。

- ・宇和島市役所本庁5階 税務課 家屋係 償却資産担当
- ・各支所(吉田支所・三間支所・津島支所) 税務係

※窓口混雑緩和のため可能な限り郵送または電子申告によるご提出をお願いしております。

### <郵送で提出される場合>

申告書の電算処理は本庁一括で行うため、以下までご郵送ください。

〒798-8601 宇和島市曙町1番地  
宇和島市役所 税務課 家屋係 償却資産担当 宛

### <<申告書作成、実地調査等に関するお問い合わせ先>>

宇和島市役所 税務課 家屋係 償却資産担当  
代表電話 0895-24-1111 内線 2533・2524 FAX 0895-24-1320

(窓口・電話の問い合わせ受付時間は 平日 8:30 ~ 17:15 です)

# 申告にあたって

## 1. 申告義務者

令和6年1月1日現在、宇和島市内に事業の用に供することができる償却資産を所有する方  
(前年中に資産の増加及び増減がない場合でも、申告書の提出が必要です)

## 2. 申告すべき資産

この手引の4ページ目以降をご確認ください。

## 3. 提出期限

令和6年1月31日(水)です。

(電算処理等の都合上恐れ入りますが、なるべく1月19日(金)までのご提出にご協力ください。)

## 4. 提出書類

同封の申告書類のうち、申告義務者によって提出していただく書類が以下のように異なります。

		償却資産 申告書 (緑色2枚組)	種類別明細書		申告書の「18 備考欄」に特記 いただく事項など作成上の注意点 ←正1部ずつ提出してください。
			増加資産用 (緑色2枚組)	減少資産用 (コピー2部)	
前年度までに 申告されて いる方	資産の増減なし	○	×	×	備考欄に「増減なし」と記載してください。
	増加資産のみあり	○	○	×	申告書の記載例1、2を参照してください。
	減少資産のみあり	○	×	○	申告書の記載例1、3を参照してください。
	増加資産・減少資産あり	○	○	○	申告書の記載例1～3を参照してください。
	廃業・解散等で全資産除却	○	×	×	備考欄に「令和○年○月廃業」等、記載してください。
電算申告の方		○	○	○	増加、減少用に加え、全資産明細書も添付してください。
初めて 申告される方	所有する資産あり	○	○	×	<b>増加資産用に全資産記載してください。</b>
	該当資産なし	○	×	×	備考欄に「該当資産なし」と記載してください。

## 5. 申告書の記載方法 (書類作成上の注意点)

- ・種類別明細書(増加資産用)には、令和5年中に取得の増加資産および過年度取得の申告漏れ資産などを記載してください。ただし新規申告者の方は、全資産の記載をお願いします。
- ・種類別明細書(減少資産用)につきましては、前回の資産内容(令和5年度 種類別明細書)を2部ずつ電算出力し同封しておりますので、対象となる資産を朱線で消していただき、1部を種類別明細書(減少資産用)として提出してください。
- ・公害防止施設等で一定の要件を満たし課税標準の特例が適用される資産を新たに取得された方は、課税標準特例適用届出書又は当該資産の確認書類を提出してください。

■ 郵送による申告について

1 枚目(提出用)を送付し、2 枚目(控え用)はお手元に保管してください。

控え(受付印押印後)の返送をご希望の場合は、返信先を明記した返信用封筒に切手を貼付の上、同封してください。

■ インターネットによる電子申告について

eLTAX(エルタックス)を利用した電子申告も受け付けています。

申告の際は、所有者コードを必ず入力して提出してください。(所有者コードは同封の申告書の右上に記載してあります。)

eLTAX のご利用開始・利用方法は eLTAX ヘルプデスクまでお問い合わせください。

**eLTAX ホームページアドレス(<http://www.eltax.jp/>)**

**eLTAX ヘルプデスク (電話 0570-081459)**

(上記の電話番号でつながらない場合は 03-5521-0019)

受付 9:00 ~ 17:00 (土日祝日と 12/29 ~ 1/3 は除く)



※申告データ等の作成に係る具体的な操作方法についても、eLTAX ヘルプデスクまでお問い合わせください。

■ 償却資産申告書様式のダウンロードについて

「償却資産申告書」および「種類別明細書」は、宇和島市ホームページからもダウンロードできます。

宇和島市ホームページ(<https://www.city.uwajima.ehime.jp/index2.html>)にアクセス

トップページ > 記事 ID 検索 にて「0044824」と入力し検索

記事ID検索 0044824



または、以下のリンクを順にアクセス

トップページ > 分類でさがす > 生活・くらし > 固定資産税 > 償却資産 > 償却資産とは

# 償却資産とは？

## 1. 課税客体としての償却資産

償却資産とは、会社(法人)や個人で工場・商店などを経営している方や駐車場・マンション等を貸付けている方が、土地および家屋以外に所有する事業の用に供することができる資産のことです。償却資産には、土地・家屋と同じく固定資産税が課税され、地方税法第 383 条の規定により、償却資産の所有者は、毎年 1 月 1 日現在保有している資産状況をその所在市町村に申告いただくことになっています。

\*土地・家屋以外の事業用資産のうち、減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上損金または必要な経費に算入される資産が対象となります。

\*「事業の用に供することができる」とは、事業の用に供する目的をもって所有され、かつ、それが事業の用に供することができると思われる状態にあれば足りるとされています。

(遊休・未稼働資産や、従業員の福利厚生施設の備品なども課税対象となります。)

## 2. 償却資産の種類

### ①資産の種類と主な償却資産の例

固定資産税の課税対象となる償却資産は、以下の6種類に分類されています。

資産種類		主な償却資産
1	構築物	屋上看板などの広告設備、ネオンサイン、鉄塔、岸壁、門、塀、外灯、駐車場舗装(アスファルト、コンクリート舗装路面)、緑化設備、簡易な建物(家屋の要件を満たさないもの)、庭園 など
2	機械および装置	金属・印刷・食品等の製造加工機械、ブルドーザー・パワーショベルなどの土木建設機械、ベルトコンベアー、ガソリンスタンド設備、クリーニング設備、駐車場洗車機、旋盤、 <b>太陽光発電設備</b> など
3	船舶	漁船、モーターボート、客船 など
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー など
5	車両および運搬具	台車、フォークリフトなどの大型特殊自動車 など (軽自動車税、自動車税の対象になるものは除く)
6	工具、器具 および備品	複写機、レジ、机、医療器具、理美容器具、パチンコ・パチスロ台、自動販売機・両替機、カラオケ機器、応接セット、冷蔵庫・冷凍庫、金庫、電話設備、ルームエアコン、陳列ケース など

### 《課税対象となる資産でご注意いただきたいこと》

- 租税特別措置法の規定により、「中小企業者等の少額減価償却資産(取得価額 30 万円未満)の取得価額の損金算入の特例」が適用された資産については、固定資産税の課税対象となります。
- 家屋の所有者以外の方(賃借人)がその事業のために取り付けた附帯設備等(電気設備、給排水設備など)は、賃借人の償却資産として申告していただくこととなります。
- 原則、所有権留保付売買資産は買主が、リース資産はリース会社(貸主)が申告していただくこととなります。

②業種別の主な償却資産の例

業 種 名	主 な 償 却 資 産
共 通	看板、ネオンサイン、駐車場設備、舗装路面、門扉、簡易間仕切り、受変電設備、金庫、中央監視装置、ルームエアコン、パソコン、コピー機、レジスター、冷蔵庫・冷凍庫など
医業・歯科医業	レントゲン装置、CTスキャン、手術機器、歯科医療ユニット、ファイバースコープ、手術台、入院用ベッド など
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト、発電機、ミキサーなど
不動産貸付業	受変電設備、舗装路面、看板、門扉・塀・緑化設備等の外構工事 など
工場・作業所	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、溶接機、梱包機、構内舗装、貯水設備、各種工具 など
パチンコ店 ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、両替機、玉貸機、玉計数機、ゲームマシーン、看板、ネオンサイン、屋内外駐車場 など
ガソリン スタンド	独立キャノピー、防火壁、地下タンク、構内装置、洗車機、ガソリン計量器など
カラオケ ボックス	カラオケセット、接客用家具、照明設備、厨房設備 など
駐車場業	駐車装置(機械装置、ターンテーブル)、駐車料金自動計算装置、舗装路面など
ホテル・旅館業	客室設備(ベッド、家具、テレビ等)、厨房設備、自家発電装置、放送設備など
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス、ミシン、ボイラー など
小 売 業	陳列棚、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、ルームエアコン など
飲 食 店	厨房設備、冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、接客用設備、ルームエアコン など
農 業	農機具、耕運機、脱穀機、コンバイン・トラクター等の大型特殊自動車、精米機、乾燥機、ビニールハウス、ボイラー など
漁業・水産業	漁船、船外機、漁船用レーダー(魚群探知機)、魚網、金網、生簀、冷蔵庫・冷凍庫、魚〆機など
真珠加工販売業	母貝選別機、貝掃除機、漁船、オゾン発生装置、顕微鏡 など

③課税の対象とならない償却資産の例

○耐用年数が1年未満の資産

○取得価額が10万円未満の資産で法人税法などの規定により一時に損金算入されたもの

(少額償却資産)

○取得価額が20万円未満の資産で法人税法などの規定により3年以内一括して均等償却するもの

(一括償却資産)

○自動車税および軽自動車税の対象となるもの

(ただし、大型特殊自動車(0,00~09,000~099,9,90~99,900~999 ナンバー)は課税の対象となります。)

### 3. 償却資産の評価

#### ①評価の原則

固定資産評価基準にもとづき、取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応じた価値の減少(減価)を考慮して評価します。具体的には、資産の(1)取得価額、(2)取得時期、(3)耐用年数からなる「評価の3要素」を基本として評価額を算出します。

#### ②価格の決定

以下の計算式で求められる評価額がそのまま決定価格となります。この決定価格が原則、課税標準額(税額を算出する基準価格)となります。ただし、内航船舶などで課税標準の特例の規定が適用される場合は、決定価格から軽減額を差し引いた額が課税標準額となります。

<p>〔通常の場合〕 評価額(決定価格) = 課税標準額</p> <p>〔特例適用分〕 評価額(決定価格) - 特例対象軽減額 = 課税標準額</p>
---

#### 【評価額の求め方】

資産の取得時期	評価額	※「r」は減価率を表します。
前年中	取得価額 × (1-r/2)	
前年前	前年度評価額 × (1-r)	

#### 【減価残存率表】(耐用年数 20 年までの抜粋)

耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率	
		前年中 取得 1-r/2	前年前 取得 1-r			前年中 取得 1-r/2	前年前 取得 1-r
				11	0.189	0.905	0.811
2	0.684	0.658	0.316	12	0.175	0.912	0.825
3	0.536	0.732	0.464	13	0.162	0.919	0.838
4	0.438	0.781	0.562	14	0.152	0.924	0.848
5	0.369	0.815	0.631	15	0.142	0.929	0.858
6	0.319	0.840	0.681	16	0.134	0.933	0.866
7	0.280	0.860	0.720	17	0.127	0.936	0.873
8	0.250	0.875	0.750	18	0.120	0.940	0.880
9	0.226	0.887	0.774	19	0.114	0.943	0.886
10	0.206	0.897	0.794	20	0.109	0.945	0.891

#### ③評価額の最低限度、免税点

○評価額を算出した結果、その価格が取得価額の5%相当額を下回る場合は、決定価格は取得価額の5%相当額となります。

(償却済資産についても事業用として現存する限り、5%相当額のまま計上されます。)

○全資産の課税標準額の合計額が150万円未満の場合は課税されません。

## 4. 国税との取扱いの比較

償却資産に対する課税について、国税と比較すると以下のようになります。

	固定資産税	国税
償却計算の期間	暦年(賦課期日制度)	事業年度
減価償却の方法	定率法	定率法または定額法
前年中の新規取得資産	半年償却	月割償却
圧縮記帳の制度	×	○
特別償却・割増償却	×	○
増加償却	○	○
評価額の最低限度	取得価額の 5/100	1円(備忘価額)
改良費の評価	区分評価	合算評価

※税務署長に増加償却の届出を行っている資産については、税務署に提出した増加償却届出書の写しを申告書に添付してください。

## 5. 実地調査のお願い

宇和島市では、税務署などの関係官公庁での帳簿確認調査ならびに、地方税法第 353 条及び第 408 条の規定により、所有の償却資産についての現況調査(実地調査)を順次行っています。実地調査では、減価償却資産明細書(固定資産台帳)の確認を主に行いますので、対象となった方はご協力をお願いします。なお、実地調査等において確認された、申告漏れ等の資産に対する課税については、地方税法第 17 条の5第3項の規定により現年を含めて過去5年度分まで遡及することがあります。

# 申告書の記載例

太枠の部分をもれなくご記入ください。

## < 1 「償却資産申告書」 >

### 【取得価格】

- (イ)令和5年1月1日以前に取得した資産の、取得価額の合計金額を記載してください。
  - (ロ)令和5年1月2日～令和6年1月1日中に減少した資産の、取得価額の合計金額を記載してください。
  - (ハ)令和5年1月2日～令和6年1月1日中に増加した資産の、取得価額の合計金額を記載してください。
  - (ニ)令和6年1月1日現在保有する資産の、取得価額の合計金額を記載してください。
- ((イ)－(ロ)＋(ハ)によって算出した取得価額の合計金額を記載してください。)

申告書を提出する年月日を記載してください。

令和6年1月15日 令和6年度  
 受付印 宇和島市長 殿 償却資産申告書(償却資

### 【1住所・2氏名】

#### 1住所

住所・電話番号を記載し、ふりがなを付してください。また、ビル名等の名称、階数および部屋番号を記載してください。

#### 2氏名

氏名を記載し、ふりがなを付してください。なお、所有者が法人の場合はその名称および代表者の氏名を記載してください。屋号がある場合は、屋号も記載してください。償却資産を共有されている方は、「代表者外〇名」という共有名義で記載してください。併せて、「18備考」に共有者全員の住所および氏名を記入してください。

所有者	(ふりがな) 1住所 (又は納税通知書送付先)	えひめけんうわしまるしかくまち 愛媛県宇和島市〇□町2-4 (電話 0895(△□)××××)
	(ふりがな) 2氏名 (法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)	うわじまぜいむふどうさん 宇和島税務不動産株式会社 代表取締役 〇山 □男 (屋号 タックス不動産)

資産の種類	取得価		
	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)
1 構築物	4,800,000		
2 機械及び装置			
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品	1,500,000	700,000	650,000
7 合計	6,300,000	700,000	650,000

資産の種類	評価額(ホ)	※決定価格(ヘ)
1 構築物		
2 機械及び装置		
3 船舶	電算処理による申告(全資産申告)をされる場合は記入してください。	
4 航空機		
5 車両及び運搬具		
6 工具、器具及び備品		
7 合計		



**【3 個人番号または法人番号】**

個人の方は12桁の個人番号を、法人にあつては13桁の法人番号を右詰めで記載してください。償却資産を共有している方は記載不要です。

**【4 事業種目】**

事業の種目を具体的に記載してください。(例:印刷業)また、法人は、資本金又は出資金等の金額も記載してください。

**【5 事業開始年月日】**

法人は設立年月を、個人は事業開始年月をご記載ください。

**【6 この申告に回答する者の係および氏名】**

申告内容について宇和島市よりお問い合わせをさせていただく場合に、応答される方の氏名及び電話番号を記載してください。

**【7 税理士等の氏名】**

経理を税理士に委任等している場合、担当税理士の氏名及び電話番号を記載してください。

産課税台帳)

※所有者コード

2345678

第二十六号様式  
(提出用)

3 個人番号又は法人番号	1234567891234	8 短縮耐用年数の承認	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
4 事業種目 (資本金等の額)	不動産貸付業、管理業 (4百万円)	9 増加償却の届出	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
5 事業開始年月	平成20年5月	10 非課税該当資産	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
6 この申告に回答する者の係及び氏名	経理担当 ○川 □子 (電話 0895(△□)××××)	11 課税標準の特例	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
7 税理士等の氏名	財務 三郎 (電話 0895(〇〇)△△△△)	12 特別償却又は圧縮記帳	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
		13 税務会計上の償却方法	定率法・ <input checked="" type="radio"/> 定額法
		14 青色申告	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

**【所有者コード】**

別紙、令和5年度の償却資産申告書(償却資産課税台帳)の写しの右上に記載しているコード番号を記載してください。  
(初めて申告される方は、記載の必要はありません。)

**【8~14 短縮耐用年数の承認等】**

該当するものを○で囲んでください。

**【15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地】**

資産の所在地を記載してください。  
(所在地が所有者住所と同所である場合は、特に記載の必要はありません。)

**【16 借用資産】**

借用(リース・レンタル)資産の有無について該当する方を○で囲んでください。  
なお、借用資産がある場合は、貸主の名称等を記載してください。

**【17 事業所用家屋の所有区分】**

該当するものを○で囲んでください。

額	15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地	① 宇和島市△□町5-6
計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)	② 宇和島市□□町5-6-8	③
4,800,000	16 借用資産 (有・無)	〇〇〇〇リース(株)
1,450,000	17 事業所用家屋の所有区分	自己所有・ <input checked="" type="radio"/> 借家
6,250,000		

※課税標準額(ト)	18 備考(添付書類等)
	通常は記載の必要はありませんが、廃業・解散の場合などには、その年月日を記載いただく必要があります。  (2ページの「4. 提出書類」の表で、ご確認ください。)

## < 2 「種類別明細書（増加資産用）」 >

前年中に申告された方は、令和5年1月2日から令和6年1月1日までに取得した資産(同期間中に移動又は除却した資産はのぞきます。)を記載

**【所有者コード】**  
別紙、令和5年度の償却資産申告書(償却資産課税台帳)の写しの右上に記載しているコード番号を記載してください。(初めて申告される方は、記載の必要はありません。)

**【資産の名称等】**  
資産の名称を記載してください。(特殊な読み方をする漢字を用いる名称の場合は、カタカナで記載してください。)

**【耐用年数】**  
「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の各別表に掲げる耐用年数を記載してください。(原則として、法人税・所得税の申告で用いるものと同じ耐用年数を記載してください。)

今年度は「6」と記載してください。

令和 6 年度

所有者コード

2345678

**【取得年月】**  
資産を取得した年月を記載してください。年号欄には、昭和=3、平成=4、令和=5を記載してください。

**【資産の種類】**  
次の1~6の資産の種類の中から該当する資産番号を記載してください。

1. 構築物
2. 機械及び装置
3. 船舶
4. 航空機
5. 車両及び運搬具
6. 工具、器具及び備品

種類別明細書(増加資産・全資産用)

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	減価残存率
					年号	年	月			
01	6	記載	エアコン	1	5	5	6	350,000	6	
02	6	不要	パソコン	1	5	5	10	300,000	4	
19										
20										
小計				2				650,000		

## < 3 「種類別明細書（減少資産用）」 >

宇和島市では「減少資産用」明細書のご提出にかえて、同封の前年度の種類別明細書を朱書きにより修正し、減少資産用の種類別明細書としてご提出いただいております。

減少資産がある場合、または耐用年数などについて修正いただく場合はこの明細書を朱書きで訂正してください。

令和 5 年度

所有者コード

2345678

種類別明細書(増加資産・全資産用)

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	減価残存率
					年号	年	月			
01	1	1	看板	1	5	3	5	300,000	10	0.794
02	1	2	駐車場アスファルト舗装	1	5	3	5	3,500,000	10	0.794
03	1	3	事務所内装工事	1	5	3	5	1,000,000	10	0.794
04	6	4	エアコン	2	5	3	5	600,000	6	0.681
05	6	5	レジスター	1	5	3	5	300,000	5	0.631
06	6	6	応接セット	1	5	3	5	200,000	8	0.750
07	6	7	パソコン	1	5	3	5	400,000	4	0.582
20										
小計				8				6,300,000		

してください。また、令和5年1月1日以前に取得した資産で申告する必要のある資産がありましたら記載してください。

**【増加事由】**

次の1～4の中から該当する増加事由の番号を○で囲んでください。

- 1. 新規取得                      2. 中古品取得
- 3. 移動による受入れ      4. その他

※3、4については摘要欄に内容を記入

**【枚のうち 枚目】**

種類別明細書(増加資産・全資産用)のページ数を記載してください。

**【摘要】**

通常は記載の必要はありませんが、次に該当する資産についてはその事項を記載してください。

- ・課税標準の特例がある資産  
→ その適用条項(例:地方税法附則15-33)
- ・増加事由が「3. 移動による受入れ」である資産  
→ 移動前の所在地(例:宮城県〇〇市)
- ・増加事由が「4. その他」である資産  
→ 簡単な増加事由(例:申告漏れ)
- ・その他当該資産について特記すべきと思われる事項(例:特例対象資産 など)

所有者名			課税標準の特例 率 コード	課税標準額	増加事由	摘要
価額						
宇和島税務不動産 株式会社					1枚のうち 1枚目	
電算処理による申告(全資産申告) をされる場合は記入してください。				①・2 3・4 ①・2 3・4 1・2 3・4		
				1・2 3・4 1・2 3・4		
				1・2 3・4		

第二十六号様式別表一

所有者名			課税標準の特例 率 コード	課税標準額	増加事由	摘要
価額						
宇和島税務不動産 株式会社					1枚のうち 1枚目	
134,702		134,702		1・2 3・4		
1,571,528		1,571,528		1・2 3・4		
449,008		449,008		1・2 3・4	1台処分	
159,174		159,174		1・2 3・4		
61,428		61,428		1・2 3・4		
73,828		73,828		1・2 3・4		
<del>55,453</del>		<del>55,453</del>		1・2 3・4		
				1・2 3・4		
2,505,121		2,505,121				

第二十六号様式別表一

**【枚のうち 枚目】**

種類別明細書(増加資産・全資産用)のページ数を記載してください。

**【摘要】**

資産の一部が減少した場合は、摘要欄に減少分がわかるように記載してください。

減少資産については、その資産明細を朱線で消してください。



宇和島

ココロまじわうトコロ